



令和元年9月6日

患者さん各位

病 院 長

## 10月消費税法改正に伴う診療報酬改定 について

標記の件につきまして、今般、厚生労働省より、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和元年厚生労働省告示第85号）の関係告示等が公布され、本年10月1日から適用されることとなりました。

つきましては、初診料、外来診療料（再診料）、入院料、医薬品、医療材料等が変更され、お支払いいただく金額に変動が生じますのでご承知おきください。